

中小企業組合等支援施策情報

平成29年度省エネ補助金の募集が開始されました(経済産業省)

※下記のいずれかの事業を選択しての申請となります。

事業名	工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業	設備単位での省エネルギー設備導入事業
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	設備費のみ
補助率	1/2～1/3以内	1/3以内
補助金限度額	【上限額】15億円 【下限額】100万円	【上限額】3,000万円 【下限額】50万円 ※中小企業者は30万円
条件	省エネ率、電力削減、費用対効果など各種条件をクリアする必要あり	10の設備区分(※)の中から選択し、一定以上の省エネ性の高い設備に更新する必要あり

平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

<募集期間>

平成29年5月25日(木)～6月26日(月)

<交付決定>

平成29年8月下旬(予定)

<事業期間>

交付決定日から平成30年1月31日まで

<問い合わせ先>

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

☎0570-055-122 受付時間：10:00～17:00(土日除く)

※毎年度、多数の応募が集まる補助金です。

詳細は専用HP<<https://sii.or.jp/cutback29/>>をご覧ください、申請に必要な書類等のご確認をお願いします。



【(※)10の設備区分】

組合相談コーナー 役員改選時における代表理事選定に際しての 手順徹底について

現在、役員改選時における代表理事選定に際しての手順について、「法律及び定款に基づかない不適切な方法である」として、法務局が代表理事変更の登記申請を受理しないケースが出てきていることからお知らせします。今一度ご確認ください。

◆現在多くの組合が行っている法務局より「不適切」と指摘されている手順

- 1) 通常総会において、役員改選の件として理事及び監事を選出
- 2) 総会を一旦中断し、新たに選出した理事により理事会を開催し代表理事を選定
- 3) 総会を再開し代表理事(及びいわゆる役付き理事)を紹介
- 4) 総会終了

<解説>

定款にて役員任期を任期中の第2回目の通常総会の終結の時まで延長していることから、新理事の任期は開始しておらず、総会を中断して開催した理事会は有効とはならない。

<ポイント>

- ★代表理事選定のための理事会は原則として総会終結後に行う必要がある(代表理事が重任する場合を含む)。
- ★理事の任期は総会の「終結時」までであり、総会終結前に、新たに選出した理事による理事会を開催して代表理事を選定することは「予選」に当たることから不適切な手順とされ、代表理事変更の登記申請が受理されない可能性が高い(新旧理事が全員同じ場合を除く)。

◆本件についてご不明な点がございましたら、本会事業振興部【☎018-863-8701】までお問い合わせください。